

国の基本指針(案)の概要

1 基本的な考え方

- (1) 第5期計画は、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る最終段階としての位置付け
(第3期：平成18年度～20年度、第4期：平成21年度～23年度、**第5期：平成24年度～26年度**)
- (2) 今後、①認知症を有する高齢者の数は更に増加すると見込まれることに加え、②医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、③単身・高齢世帯のみ世帯の増加への対応等、喫緊の課題に対応するため、第5期計画では地域の実情に応じて、
- ・ 認知症支援策の充実
 - ・ 医療との連携
 - ・ 高齢者の居住に係る連携
 - ・ 生活支援サービス
- といった優先的に取り組むべき事項（重点記載事項）について計画に記載していくことが重要

2 基本的事項

- (1) 基本的理念等
- ・ 地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 孤立化のおそれのある高齢単身・夫婦のみ世帯に対する生活支援の留意
- (2) 介護給付等対象サービスの在り方に関する目標
- ・ いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える2015年からその5年後、10年後である2020年、2025年頃、或いは自らの地域における高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを達成することも念頭において目標を設定

3 市町村介護保険事業計画

- (1) 要介護者等の実態の把握
- ・ 日常生活圏域ニーズ調査（被保険者の心身の状況、要介護者の実態に関する調査等）の実施
- (2) 居住に関する事項を定める計画との調和
- (3) 基本構想との調和規定の削除
- (4) 介護給付等対象サービスの量の見込み及び見込量確保のための方策
- ・ 新サービス（①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②複合型サービス）の追加
 - ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の公募指定の仕組みの活用等

- (5) 包括的支援事業に委託に当たっての実施方針の明示
- (6) 今後、地域で必要と考えられる以下の4事項について、地方自治体が地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができるように計画の記載事項について（任意）
- ① 認知症支援策の充実
 - ② 医療との連携
 - ③ 高齢者の居住に係る連携
 - ④ 生活支援サービス
- (7) 地域支援事業に要する費用の額並びに量の見込み及び見込量の確保のための方策
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の追加（多様な人材や社会支援の有効活用）
- (8) 記載事項について、義務記載事項と任意記載事項に区分
- 今般の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、記載事項の内容が下記のとおりに変更
- ・義務記載事項（サービスの見込み量、施設・居住系の必要利用（入所）定員）
 - ・任意記載事項（サービス見込量の確保方策等）

4 都道府県介護保険事業支援計画

- (1) 従事者の確保又は資質の向上に資する事業
- ・従事者の確保や資質の向上に関して、広域自治体としての都道府県の果たすべき役割は大きいことから、たんの吸引等を実施する介護職員の確保又は資質の向上に関する必要な施策に取り組むこと。
- (2) 居住に関する事項を定める計画（高齢者居住安定確保計画）との調和
- (3) 財政安定化基金の取崩しに関する事項
- (4) 記載について義務記載事項と任意記載事項に区分
- 今般の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、記載事項の内容が下記のとおりに変更
- ・義務記載事項（サービスの見込み量、施設・居住系の必要利用（入所）定員）
 - ・任意記載事項（従事者の確保又は資質の向上に資する事業等）

〈その他〉

○東日本大震災における被災自治体の介護保険事業計画の策定

東日本大震災により、甚大な被害を受けた地方自治体における第5期計画の策定に当たっては、この方針に関わらず、実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差支えないこと。